批評・紹介

紀元二千六百年記念 史學論文集（京都帝國大學文學部史學科編）

昭和十六年四月三十日
内外出版印刷株式會社發行
菊判一一九五頁、定價拾五圓

昨昭和十五年は皇紀二千六百年の佳歳に當り、我が京都帝大文學部に於ても何等か有意義なる記念事業を實施すべく考慮が廻らされてゐたが、偶々史學科教官職員卒業生等を中心に成る史學研究會の機關雜誌「史林」が通卷一百册に達したので同研究會とも謀り、その慶祝の意味をも兼ねて「紀元二千六百年記念史學論文集」と命名刊行されたのが本書である。されば本書は執筆者に於て史學科各研究室の新舊教官職員、並びに史學研究會編纂關係者の大部分を網羅し、掲載諸篇の數は國史十七、東洋史十四、西洋史十、地理學八、考古學六の計五十五篇、總頁數一千百九十五頁に達し、正に昭和の京大史學科の金字塔とも言ひ得るものである。本書の刊行は昨秋の豫定より多少の遲延を見たが、兎に角この一大册を世に贈ることにより斯界にわが史學科の偉容を示すと共に帝國文化の發達の上にも寄與する所大なるを思ひ同慶に堪へない次第である。以下この刊行を慶祝する意味で東洋史の部分につき些か内容の紹介を試みることゝする。

「慧超往五天竺國傳殘錄」（羽田亨）燉煌出土の慧超の往五天竺國傳が義淨と悟空との中間時代の西域研究に貴重な史料なることは周知の通りで、從つてその刊本も今日迄一、二に止まらないが、之等の中最も優れたフックス氏の校訂本につき原本を參照して更にその疑義ある箇所を訂正附注したのが本殘錄で、博士の手により本傳は最も原本に近い面影を傳へることとなつた。尚上記フックス本は我が國に於て流布の範圍極めて狹いとのことであるから、この殘錄が我が東洋史學界に裨益する處、蓋し大なるものがあらう。

「蘇莫遮攷」（那波利貞）古く奈良朝の頃、支那より我が國に傳はり諸文獻に著錄されてゐる「蘇莫者（ソマクサ）」なる舞樂が初唐時代西方より支那に傳來し、のち唐の教坊に入れる般涉調渾脫舞の「蘇莫遮」であるとし、なほこの「蘇莫遮」について諸書を通じてその發生の起源、經過を論證したもので、七十頁に亞んとする長篇なるも頗る興味深く讀まれるものである。即ち「蘇莫遮」と一概に言つても之には合計五種あり、我が國に傳はつた上記「蘇莫者」はこの中般涉調に屬するもので、これに伴ふ舞が渾脫舞で雜祕別錄にいふ「劍氣渾脫舞」なる說を劍器舞と渾脫舞との意味内容及び文獻記載上に於ける相違區別から根本的に否定し、この蘇莫遮の性質内容を唐の張說の「蘇摩遮」の詩によつて窺ひ、この舞を文獻通考其他の諸書に見える乞寒戲（又は潑寒戲）に比較して兩者の一致を證し、更に唐書西域傳「康國」の條をも參照して結局蘇莫遮はサマルカンドの起源でその曲は同地方の風俗に淵源する乞寒戲の伴奏曲でこの舞を演ずる際、水を盛る皮袋が動物の渾脫であつたためこの舞を渾脫舞とも稱したとされたが、渾脫の語原については既に羽田博士の論攷があり、本朝の「蘇莫者」の舞人が蓑を着用し角ある冠物を

戴くことの由來もまた之によつて解明されたわけである。なほ一般に蘇莫遮の稱呼につき之を帽子に關聯せしめて說く舊說を否定して遮の字を外來風俗に基づく歌舞樂曲を意味する漢唐宋時代の支那俗語なりとし、「蘇莫遮」を「サマル（カンド）地方の歌舞樂曲」なりと解釋したのは新說であり、般涉調の詞の「蘇莫遮」の古き作例として示された燉煌文書「大唐五臺曲子五首」は學界未知の新資料であつて詞の研究上貴重なる資料を提供すると共に、般涉調の「蘇莫遮」の曲が敎坊に入る以前儀式音樂として佛敎界に採用せられ、かゝる詞が作成歌唱されたことは舞樂「蘇莫遮」の發展經過の上からも注意すべきことであると思はれる。

「毘沙門天信仰の東漸に就て」（宮崎市定）遠く印度にその源を有する佛敎が古くよりイラン文明の浸潤せる中亞の地を經て支那、日本に東漸して來る途中、著しくイラン的影響を受け來つてゐる事は言ふ迄もないが、從來の四天王より獨立して唐中葉以後殊に宋代に於て支那社會一般に非常に盛行を見た毘沙門天信仰も于闐、縛喝等西域地方よりの影響で、外形上佛敎ながら多分のイラニズムを包容せるものなる事を述べんとしたものである。毘沙門の語原に就いては宋の贊寧によると胡語卽ちイラン語であり、著者は之をイランの祆敎のミトラ神にあてゝゐられるが興味ある考へである。その理由は西域に於て毘沙門天信仰の榮えた于闐地方は古來イラン系民族が住み、イラン語が行はれ、その宗敎もイランの祆敎で、從つて祆敎の有力神ミトラの信仰が盛んであつたが、その上この毘沙門 Vaisravana は音韻上 Mithra+Mana の轉訛、卽ち「ミトラ Mithra の精神を有する者」なる意に解し得るからである。要するに佛敎が中亞に入り祆敎に接するや新たにミトラ神を攝取し、やがて在來の四天王にミトラの分身を配するといふ形で支那へ入つたが、于闐等ミトラの信仰盛んな地方に於てはミトラの化身毘沙門は信仰上四天王より分離獨立の地位を獲得し、この佛敎兼祆敎的毘沙門天信仰がやがて支那延いては日本に迄流傳し來つたのだといふ。なほミトラは元來祆敎に於て勝利の神であり、中亞、支那に於ける毘沙門天も當初は、勝利の神であつたが、唐宋時代四天王より獨立せる毘沙門天は福神、財寶神の性格が濃厚で、之も于闐地方よりの影響によるものであるとし、元以後支那の毘沙門天信仰は次第に衰微し明に至つては之に代つて關羽信仰が榮えたが、關羽が財神として崇められるに至つたのは福神たる毘沙門天の地位を襲うたためと說き、その他支那より東漸した日本に於ける毘沙門天信仰に就いても述べてゐられるが、之等は本篇中最も興味ある部分である。

「金の海陵王燕京遷都の一考察」（田村實造）海陵王の燕京遷都に就いては金の領土の南方發展に伴ふ國都の北地偏在の是正といふ外、更により根本的要因が伏在するが、それはこの遷都が北族的舊封建體制の打破、支那的君主獨裁制强化の工作の最も重要な一項であることである。本篇はこの點を遷都の前後に於ける海陵王の斷行した諸政策を通じて全般的に理解せんとしたもので、この遷都により海陵王はその抱懷する革新政策實施の支障を除去し、眞に支那的獨裁君主たるの地位を獲得すると共に滿洲國家たりし金國は明らかに支那的國家へと前進を遂

げることとなつたのである。

「察罕編紀年纂要考」（石濱純太郎）これははじめにも言つてある通り東洋史研究第二卷第六號の「タリヒカタイ考」を補足したものである。察罕の紀年纂要作成の年次について四庫提要の皇慶元年を否定して延祐五年なりといはれてゐるが尤もである。尙之に關聯して元史察罕傳（卷一三七）の暮年の語につき云々されてゐるが、これは晩年のことで問題ないであらう。

「界藩山行」（鴛淵一）淸明興亡の關が原の一戰ともいふべき薩爾滸の役の序幕たる界藩山の攻防戰について同地を實地調査した著者が淸、明、鮮の關係記錄に現狀を對比せしめつゝ記述したもので興味ある讀み物である。

「元の昭宗の年號『宣光』に就いて」（神田喜一郎）「宣光」の年號につき朱彝尊父子を始め施國祁・繆荃孫二家の考證を列擧し、この年號の漸次世に知られるに至つた始末を明らかにしたもので、之は嘗て著者が支那學第二卷第五號に載せた「讀書雜記」中の一節を補訂したものである。

「平群廣成等の謁見したる崑崙王―林邑Gaṅgarāja王統の研究―」（杉本直治郎）聖武天皇の御代遣唐使に隨從入唐した平群廣成等が歸國の途中風難に遭つて漂着した崑崙國は林邑國のことで、その謁見した王は林邑王であり、且つその年次はわが天平六―七年、唐の玄宗の開元廿二―三年と推定されるが、然らば其林邑王は支那・林邑の記錄に於て一體誰に當るかを攷定すべく、双方の記錄に基づく綿密な比較考證の後、當時の林邑Gaṅgarāja王統の系圖を作成し、結論として廣成等の謁見した王は Vikrāntavarman Ⅱ（建多達摩）なることを確認したものである。

「宋代坊場の民間經營について」（曾我部靜雄）宋代の酒法の一部である坊場の民間經營制度について同制度の起源、王安石の新法實施以前の制度の內容、新法實施に伴ふ改正、改正後の所謂實封投狀法の弊害とその一部改正、及び南宋時代の坊場に就いて述べ、結局王安石の新法以前は坊場は主として長名衙前に恩惠的に經營せしめてゐたが、以後は之を一般民間に開放することとなり、且つこれは多少の手續上の變化はあつても、大體宋末迄この立前に變る所がなかつたとしてゐるが、なほ坊場經營者の官に納入する坊場錢の時代的推移が宋代諸他の稅錢のそれと軌を一にせる點の論述は興味深い所である。

「後魏刑官考」（內田吟風）支那法制史上唐の先驅時代として重要な地位を占める後魏の諸制度中、その刑官につき、魏書其他に散居せる史料を蒐集分類してその職能、組織を明らかにせんとしたものである。先づ後魏の司法專掌最初の官たる三都大官につきその起原、名稱、當時の司法制度について述べ、次に孝文帝の漢制採用の結果、之に代つて重要となつた廷尉寺の組織、これと御史臺、尙書との關係、廷尉の檢察繫獄等について明らかにし、なほ京師の檢察裁判に關しても述べてゐるが地方行政官管掌の一般檢察裁判は省略されてゐる。要するに廷尉寺尙書省等の刑獄管掌は支那上代の通制と大體同樣なるも、州郡奏讞の審議、獄官の所屬、京師刑獄の管掌等に於ては後魏獨特のものの存することを述べてゐる。兎に角、從來餘り明らかでなかつた後魏の刑官官廳組織が之により一應究明された

ことは喜ぶべきことである。

「滿洲あなぐら考」（今西春秋）滿洲語で「くら」のことをク Ku とか、ツァン Ts'ang とか稱するが、之等兩語の存在は淸太祖以前には溯り得ず、それは恐らく倉庫なる實體が存在しなかつたからだらうと言ひ、然らばそれ以前は貯藏には何が用ひられてゐたかについてオエ I-ye「あなぐら」こそ滿洲に於て最も重要な寶庫であつたとし、尙滿文老檔、滿洲實錄の記事をも參酌して年代的にも滿文老檔太祖紀癸丑年十二月の條に見える穀倉ク Ku の創造說話の現實性を認めんとしてゐる。尙その他「くら」をあらはす滿洲語に老檔や實錄には見えぬが、ウリ Uri なる語があり、またハシャ Haša なる語も存することを述べてゐるが、之等のものについてはまだ結論に達してゐない樣である。

「金世宗卽位事情の一考察－特に世宗と遼陽渤海人との關係について－」（外山軍治）金朝中興の英主と謳はれてゐる世宗の卽位事情、特に世宗推戴の主力となつたものは如何なる勢力であつたかについては從來殆んど明らかにされてゐなかつたが、本篇はこの點を究明せんとしたものである。世宗が海陵王の南伐を機に遼陽に卽位した事については世宗側よりすれば、その急迫せる身邊の不安を除かんとしたものであるが、こゝに注意すべきは世宗を支持推戴せんとする背後勢力である。然らばその背後勢力とは何か、その一つは海陵王の改革の犧牲となり彼に反感を抱いてゐた女眞人官僚や金國治下に不遇を喞つてゐた高速館路の女眞人の勢力であるが、より中心的な勢力は遼陽渤海豪族のそれである。本篇の主眼點は世宗とこの遼陽渤海豪族との關係といふ點にあり、世宗の叔父にして世宗に勸めて事を擧げしめた李石が諸種の點から遼陽の渤海人たることを述べ、なほ世宗は張氏等の渤海豪族とも姻戚關係を有してゐることから李氏・張氏等遼陽渤海豪族と世宗との繫がりは非常に緊密で世宗は彼等の物心兩面からの援助を主たる背景として卽位したことを論じてゐる。なほ之等遼陽の渤海人を始め、前記の諸勢力も世宗推戴により何等かの形式で利益を期待してゐた樣であるが、世宗時代に於ける之等諸勢力、就中世宗推戴の中心勢力であつた遼陽の渤海豪族の勢力の消長・如何については終りに少しく觸れてゐるが、之は世宗の女眞中心主義との關係に於ても興味ある事項であり、發表を期待して止まない。

「フランク・發郎・拂菻」（藤枝晃）元代東西交通の盛んであつた頃、支那でヨーロッパ諸國を呼ぶに拂（佛）郎（朗）を以てするのが常であつたが、之は既にいはれてゐる如くアラビヤ・ペルシヤ等で西歐のキリスト敎國人を一般に Fa.ik を訛つた Farange(Arab.) Farang(Pers.) なる語で呼んでゐたのを傳へたものである。併し元初にはこの外富浪・發郎・拂菻等の語も同じく Frank ∨ Farang, Farange の音譯として使用されてゐたことを實例を以て示し、なほこの拂菻は宋代以前の東ローマ帝國を指すそれとは全然別物で、之等の諸稱呼は後次第に上記の拂郎に統一せられ、間々拂菻が用ひられたと述べてゐる。

「海都の叛いた年次に就て」（愛宕松男）蒙古帝國解體の傾向を決定的にした海都の叛亂の年次については從來箭內博士の至元五年（一二六八）說が定說となつて

るたが、博士の據つたドーソン「蒙古史」の一二六八年なる叛亂開始の年次は要するにドーソンの私見にしてその出所は元史地理志にある事から、博士の所謂東西文獻の一致は實は支那文獻の傳へる一方的記錄が經路を異にしつゝ再び相會したものと斷じ、次にこの元史地理志の「至元五年海都叛」の記事はそれを動機として行はれた鐵連の出使が西方史料によると少くとも一二六七年以前となつて事實と符合せず、從つて至元五年（一二六八）說は成立せざる事を述べ、然らばこの年次は何年に比定すべきかについて元史安童傳の記載から先づその上限が至元二年八月にあることを定め次に至元二年八月以後、同五年以前といふ限界内に海都叛亂の年次を最も正確に傳へる史料としてマルコ・ポーロの旅行記を擧げ、そのいふ一二六六年（至元三年）なる年次が東西史料の示す關係記事の間に何等矛盾を生じないことから、この至元三年叛亂開始を確認した明快な考證である。

以上各篇につき蕪雜なる紹介を行つたが、東洋史に關するものとしては尙この外、國史の部に三品彰英氏「新羅と高句麗」地理の部に藤田元春氏「支那水運路の發達とその舟」考古學の部に梅原敎授「浙江省紹興出土の遺物と其の遺跡」水野淸一氏「付法藏傳と雲岡石窟」島田貞彦氏「滿洲熱河省大名城發見の遼代石棺等について」等があることを附記しておく。

（藤原利一郎）

支那政治史（上）

「支那地理歷史大系」第四編
昭和十六年五月、白揚社發行
四六判五一四頁、定價參圓

さきに支那地理歷史大系第七編として「支那社會史」が刊行された。それによつて我々は支那社會史の最も重要問題は階級問題であること――階級問題が社會史の重要問題の全てであるかどうかの是非は別として――少くともそれが同書に表はれた執筆諸氏の共通關心であることを知つた。社會史に關する限り問題とすべき項目が諸氏の間に少しは共通して居るのを見た。

所が今度の政治史を見て私の先づ感じたことは上の樣な共通性が執筆諸氏の間に著しく缺けて居ることであつた。古代史を書かれた小川氏は民族と國家の興亡を主流とし、秦漢の宇都宮氏は政治思想を中心とする。北朝の內田氏は加ふるに諸制度を以てし、隋唐五代の那波先生は天子の統治策に重きを置かれる。小川氏以下の四氏では外交軍事も含まれて居るが那波先生にあつてはそれが除かれて居る。强ひて共通點を求めるならば國家王朝の興亡、歷代天子の話とでもいふより外仕方がない。

一體この事は何を意味するのだらうか。編輯の不統一もその一原因だらう。だがもつと根本的にいへば結局は執筆諸氏の「政治」乃至「政治史」に對する觀念の相違に歸せざるを得ないと得ふ。私のひそかに空想する所では史書の最大の役目の一つは、現代我々の持つて居る諸々の觀念の更新にあると信じて居る。政治に就いて言へば「政治」なる言葉が我々に豫想させる色々の內容を、歷史を讀むことによつてより合理的なものに、より理想的なものに、又社會生活により便利なものに變へるのが史書の役目である少くとも史書はその樣な刺戟を讀者に與へる具であつて欲しい。